

公益財団法人全日本柔道連盟 加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）定款第48条に定める加盟団体に関して必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 定款第49条本文による加盟団体を都道府県加盟団体という。

2. 定款第49条ただし書きによる加盟団体を全国的加盟団体という。

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

(1) 柔道を行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、柔道の健全な普及・発展を図ること。

(2) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

(地区団体)

第4条 都道府県加盟団体は、定款細則第8条別表1により地区団体を組織するものとする。地区団体は、規約及び役員名簿を本連盟に届け出なければならない。

2. 地区団体は、その地区における柔道の普及および振興を図るとともに地区内の加盟団体の共通事項に関し連絡、調整を図るものとする。

3. 地区団体の行う事業は、本連盟の方針および計画に沿って立案、実施する。下部団体についてもこれに準ずるものとする。

(全国的加盟団体)

第5条 全国的加盟団体に関して、次のように定める。

(1) 全国的加盟団体は、その下部団体をそれぞれ関係ある都道府県加盟団体および前条第1項の地区団体に加入させることとする。

(2) 全国的加盟団体の行う事業は、本連盟の方針および計画に沿って立案、実施する。下部団体についてもこれに準ずるものとする。

第2章 組織

(都道府県加盟団体の組織)

第6条 都道府県加盟団体は、都道府県内における柔道競技を統括する団体として適当なる組織を有し、本連盟の規程類に準拠しなければならない。

(全国的加盟団体の組織)

第7条 全国的加盟団体は、所管する領域における柔道競技を統括する団体として適当なる組織を有し、本連盟の規程類に準拠しなければならない。

第3章 会議

(会議の招集)

第8条 本連盟会長は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議、地区団体会長会議を招集することができる。

2. 本連盟会長は、必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集することができる。

(加盟団体会長会議の出席者)

第9条 加盟団体会長会議の出席者は、以下のとおりとする。

(1) 加盟団体の会長（ただし、構成団体である日本中学校体育連盟柔道競技部および全国高等学校体育連盟柔道専門部の部長を含む）

(2) 本連盟会長および本連盟会長が必要と認めた者

2. 前項(1)の者が出席できない場合は、代理人1名が出席することができる。ただし、代理人は当該団体の役員でなければならない。

(加盟団体会長会議の議長および副議長)

第10条 加盟団体会長会議の議長は、会議において本連盟会長が議長候補を推薦し、会議の出席者の過半数の賛成により決定する。

2. 議長は、副議長2名を指名する。

3. 議長および副議長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度末までとする。ただし、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお議長または副議長としての権利義務を有する。また、議長または副議長は再任を妨げない。

(加盟団体会長会議の開催)

第11条 加盟団体会長会議は、年1回以上開催するものとする。

(地区団体会長会議)

第12条 地区団体会長会議の目的は、地区団体間で情報を共有するとともに加盟団体会長会議の円滑な運営を図ることにある。

2. 地区団体会長会議の出席者は、以下のとおりとする。

(1) 地区団体の会長

(2) 本連盟会長が必要と認めた者

3. 地区団体会長会議の議長は、加盟団体会長会議の議長がこれを兼ねる。

4. 地区団体会長会議は、本連盟会長が必要に応じて招集する。

第4章 義務

(遵守すべき事項)

- 第13条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本連盟諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすように努めなければならない。
2. 加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
 3. 加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
 4. 加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性ある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(分担金)

- 第14条 定款第53条による加盟団体の分担金は、当面の間、無料とする。
2. 前項の定めについて変更する場合は、理事会の決議を得なければならない。

第5章 助言及び支援

(助言及び支援の実施)

- 第15条 本連盟は、加盟団体のガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に資するため、加盟団体に対し以下の助言及び支援を実施しなければならない。
- (1) 組織運営及び業務執行についての助言及び支援
 - (2) 情報提供及び研修会の実施等による支援

第6章 その他

(改廃)

- 第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和元年12月10日に制定して、施行する。
2. この規程は、2021年6月29日から改正して施行する。
3. この規程は、2023年3月14日から改正して施行する。